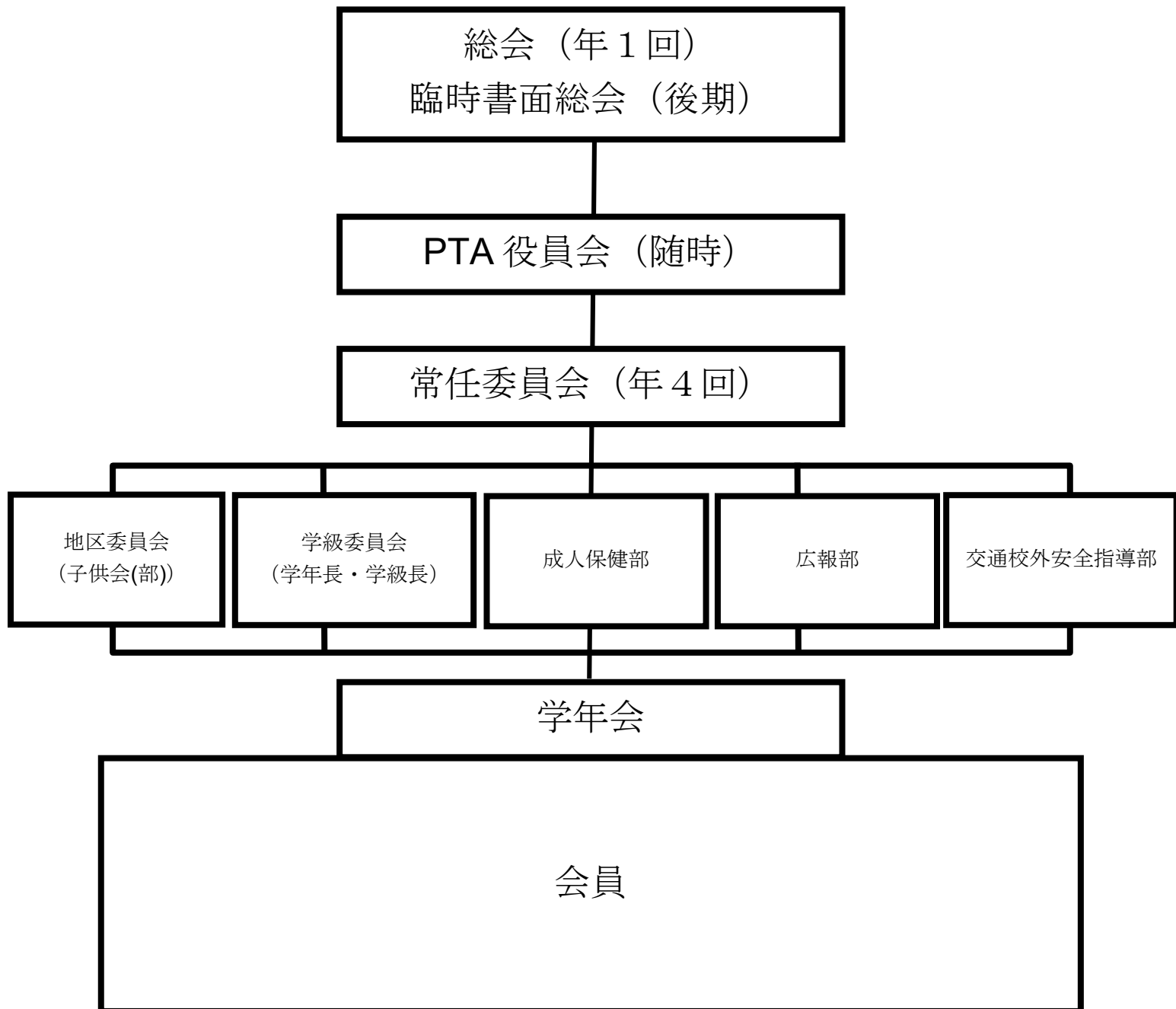


中和小学校 P T A規約

発行日	令和 7 年 1 月 28 日	
発行者	中和小学校 P T A 第 3 5 代会長	小原健志
発行元	中和小学校 P T A 広報部	

PTA 組織図



第1章 名称

第1条 本会は東京都墨田区立中和小学校PTAと称する。

第2条 この会の設立年月日は昭和44年11月1日とする。

第3条 本会は東京都墨田区菊川1丁目18番10号墨田区立中和小学校内に置く。

第2章 目的及び方針

第4条 本会の目的は次のとおりとする。

1. 家庭及び社会における児童の福祉の増進をはかる。
2. 民主的社会人として教養を高めるため、会員に対して成人教育を盛んにする。
3. 新しい民主的教育に対する理解を深め、これを増進する。
4. 家庭と学校との関係を一層緊密にし、かつ、一般社会の協力を促進して、児童の訓育について、保護者と教職員が聡明なる協力をするようにする。
5. 学校を中心とした教育的環境の整備をはかる。
6. 会員相互の親睦をはかり、協力体制の確立を促進する。

第5条 本会は教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

1. 本会及び本会役員の名において、本会の事業以外の活動を目的とする営利的、宗教的、政治的、その他の如何なる団体及びその事業にも関係をもってはならない。
2. 本会は児童福祉のために活動する他の社会団体及び機関と協力する。
3. 本会は自主独立のものであって、他の如何なるものの支配、統制、干渉をも受けてはならない。
4. 本会は学校の管理や教職員の人事に干渉するものではない。
5. 議事の決定は、多数決の原則により決する。

第3章 会員

第6条 入会及び退会

1. 本会の会員資格は次のとおりとする。
中和小学校に在籍する児童の保護者及び学校に勤務する教職員
2. 本会の会員は、前項の会員資格を有する者のうち入会の意思表示をした者とする。
3. 会員は、附則第1条の定めるところに従い、毎年会費を納めるものとする。
4. 会員はすべて平等の権利と義務を有する。
5. この会には自由意思によって入会及び退会することができる。
(1) この会への入会希望者は、入会申込書を提出する。

(2) この会からの退会方法は次のとおりとする。

- ・自動退会：児童の卒業または転校等、勤務校の異動または退職等により会員資格を失った者は、卒業及び転校等または異動及び退職等日をもって自動退会とし、退会届提出の必要はない。
また、納入済みの会費については、資格喪失日の属する月の翌月分以降を月割り換算にて返金する。
- ・任意退会：自由意思によって退会する者は、退会届を提出する。
また、納入済みの会費については、一切返金しない。

第4章 経理

第7条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入によって支弁される。

第8条 本会の資産は第2章の目的達成にのみ使用される。

第9条 本会の経費は総会で認められた予算に基づいて行われる。

第10条 本会の経理は会計監査を経て、総会に報告されなければならない。

第11条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 役員とその任務

第12条 本会の役員は次のとおりとし、兼務を認めない。

1. 会長 1名（保護者）
2. 副会長 4名以上（保護者3名以上、教職員1名以上）
3. 会計 3名以上（保護者2名以上、教職員1名以上）
4. 庶務 0～3名以上（保護者0～2名以上、教職員1名以上）

第13条 各役員の任期は1年とし、再選を妨げない。但し、同一の役職の再選は特別の事情が無い限り2回を限度とする。

第14条 会長の任務は次のとおりとする。

1. 総会、常任委員会を招集し、会務を総理する。
2. 外部に対して本会を代表する。
3. 各専門部及び臨時専門部で選出された正、副部長を委嘱する。
4. 選考に関する集会を除くすべての集会に出席して、意見を述べることができる。

第15条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理をつとめる。

第16条 会計の任務は次のとおりとする。

1. 総会が決定した予算または常任委員会において決定された臨時費に基づいて一切の会計事務を処理する。
2. 総会において会計監査委員の監査を経た決算報告をする。また、次年度の予算案を提出する。
3. 本会の財産を管理する。

第17条 庶務の任務は次のとおりとする。

1. 総会、並びに常任委員会の議事及び本会の活動に関する重要事項を記録する。
2. 諸種の記録、通信その他の資料を保管する。
3. 会長の指示に従って、本会の通信を行う。

第6章 会計監査委員

第18条 本会に会計監査委員1～2名（保護者）をおく。

第19条 会計監査委員は本会の経理を監査する。

第7章 総会

第20条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関とする。

第21条 毎年、通常総会を開くものとし、必要に応じて臨時総会及び書面総会を開くことができる。

2. 通常総会においては、常任委員会より提案された年度計画及び予算の審議並びに承認、役員の承認、前年度の会計監査を経た年度決算・実施事項の報告及びその承認をする。

第22条 総会の定足数は全会員の2分の1とし、総会の決議は出席者の過半数により決する。

第23条 総会は会長が招集する。但し、常任委員会が必要とする場合、または、会員の10分の1以上の要求があった場合、会長は総会を招集しなければならない。

第24条 総会の開催は、招集の他にWeb会議システムや電磁的方法等により開催することができる。

第25条 総会の議決は、招集で実施する投票、書面投票の他に電磁的投票等により決することができる。

第8章 委員会

第26条 委員会は学級委員会、地区委員会、卒業対策委員会とし、学級より選出された委員がその構成員となり、選任された学級委員長、地区委員長、または卒業対策委員長が招集する。

第27条 委員会の任務は次のとおりとする。

1. 学級委員会は学級内の会員の研修、親睦及び学校教育に対する理解と協力をすすめ、かつ、学校と家庭との連絡を密にする。
2. 地区委員会は地区内における児童の安全及び校外生活指導に協力するとともに、会員相互の親睦を深め、かつ、地区子ども会の活動に協力する。
3. 卒業対策委員会は卒業に関わる諸行事を統括する。同委員会を実施するに当たっては、実施を希望する保護者がその役割を担い、当該学年の保護者に活動内容や進捗を報告する。活動に参加できない保護者に対して、強制的に役割を割り当てたり、合意なく費用を徴収したりすることはできない。

第9章 常任委員会

第28条 常任委員会は役員、各専門部及び臨時専門部の正副部長及び地区正副委員長、学年委員長、学級委員長をもって構成され、総会に代わる決議機関とする。

第29条 常任委員会の定足数は構成員の2分の1とする。

第30条 常任委員会は会長が招集する。但し、構成員の5分の1以上の要求があった場合には、会長は常任委員会を招集しなければならない。

第31条 常任委員会の任務は次のとおりとする。

1. 総会に提出する予算及び決算を審議し、その他の原案・報告書を作成して議事日程を立案する。

2. 専門部及び臨時専門部または学級委員会・地区委員会によって立案された各種計画を審議検討し、これ等の活動の連絡調整をはかる。
3. 必要がある場合は臨時専門部及び特別委員会を設ける。
4. 緊急重要事項について審議決定することができる。

第10章 専門部及び臨時専門部

- 第32条 本会の事業を円滑に促進するために専門部をおくことができる。専門部の設置については附則で定める。
- 第33条 専門部及び臨時専門部の事業は常任委員会の承認を得ることを原則とする。
- 第34条 校長は常任委員会及び各種の部会及び委員会に出席して意見を述べることができる。

第11章 個人情報の取り扱い

- 第35条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱いに関する基本方針」「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

第12章 改正

- 第36条 本規約は総会において、全会員の2分の1を定足数とし出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

附 則

第1章 会費

- 第1条 会費は一世帯につき月額400円（年額4,800円）とし、毎月または一括納入する。
- 第2条 会費の額及び資金獲得の種類を決定する場合及び会員以外に対して寄附を求める場合には総会において決定する。

第2章 選出及び就任

- 第3条 役員並びに会計監査委員の選出及び就任は次のとおりとする。
1. 役員並びに会計監査委員は会員の中から選出することを原則とする。
 2. 現役員によって構成される選出委員会を作り選出する。
 3. 選出委員会で推薦を受けた者は、常任委員会を経て次期役員内定者とし、その職務を行うことができる。
 4. 教職員の役員は、会員である教職員の中から校長が選出する。
 5. 任期は4月1日から3月31日までとする。

第4条 会長に欠員を生じたときは副会長が昇格する。任期は前任者の残存期間とする。

第5条 会長以外の役員に欠員を生じたときは常任委員会がこれを補充する。任期は前任者の残存期間とする。

第6条 委員、地区正副委員長、学級委員長、学年委員長及び専門部正副部長の選出及び就任は次のとおりとする。

1. 選出は会長の指示に従い、各地区会員及び学級会員、専門部委員は、各々の集会を開き、投票による選挙または互選により下記の定員数を選出し、会長に報告する。

(1) 委 員 イ. 各学年に所属する会員の中より委員を選出する。

ロ. 教職員の会員の中より委員を選出する。

(2) 地区正副委員長 各地域に所属する委員中より各1名

(3) 卒業対策委員 選出について、当該卒業学年の保護者が協議する。

(4) 学級委員長 各学級より1名

(5) 学年委員長 各学年の学級委員長の互選により1名

(6) 専門部正副部長 専門部に所属する委員中より各1名

2. 地区委員長、学年委員長、専門部長は、兼務することはできない。

第7条 新年度の委員及び常任委員は、総会までに選出を終わるものとする。

第3章 専門部・臨時専門部

第8条 専門部は委員をもって構成し、次のとおりとする。

1. 成人保健部 2. 広報部 3. 交通校外安全指導部

第9条 専門部の所属は構成員の希望によることを本体とする。

第10条 臨時専門部は必要に応じて設けられ、その任務が終わると共に解散する。

第11条 各専門部は次の事業を行う。

1. 成人保健部

- (1) 会員並びに児童の心身共により健康で文化的な生活を目指して諸事業を計画実施し、自ら努め共に学び協力する。
- (2) 児童の心身共により健康な生活を目指して学校との保健事業に協力する。
- (3) 地域、社会に対して本会の教育的催しを開放し、学校体育行事に協力する。

2. 広報部

- (1) 会員名簿を作り、会員相互の連絡と親睦をはかる。
- (2) 会報の発行、その他、各種の部及び委員会と協力する。
- (3) 会員並びに、その地域社会に対して、必要に応じ、情報の伝達・意見の交換に努める。

3. 交通校外安全指導部

- (1) 校外における児童及び会員の交通安全に対する理解を深めるための諸事業を行う。
- (2) 学区内における交通事故防止活動を積極的に行うとともに、諸団体・諸機関と協力する。
- (3) 児童の家庭生活、社会生活並びに児童相互の自主的、集団生活の補導をする。

(4) 校外の教育的環境の整備に協力する。

第4章 顧問・相談役

第12条 会長は、その任期中、常任委員会の承認を得て、前任会長に顧問を委託することができる。

第13条 会長は、推薦委員会の推挙により、役員経験者の中から相談役を委嘱することができる。

第14条 顧問・相談役は重要会務について諮問に応える。

第5章 改正

第15条 本附則は常任委員会において、構成員の2分の1を定足数とし出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

第16条 本規約は昭和44年11月1日より施行する。

昭和56年4月一部改正施行
平成5年3月一部改正施行
平成8年2月一部改正施行
平成10年3月一部改正施行
平成17年3月一部改正
平成21年3月一部改正
平成28年5月一部改正
令和2年6月一部改正

昭和59年4月一部改正施行
平成7年2月一部改正施行
平成9年3月一部改正施行
平成15年3月一部改正施行
平成18年3月一部改正
平成23年5月一部改正
平成30年5月一部改正
令和7年1月一部改正施行

墨田区立中和小学校PTA 個人情報取扱いに関する基本方針

中和小学校PTA（以下「本会」という。）は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会において取得・保持する個人情報については個人情報保護法に則って運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努めるものとします。

そして、本会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めるとともに、本会において取得・保持する個人情報についてはその利用目的を明示して取得・保持し、その取扱方法については、適宜の方法で会員に周知します。

また、本会が取得・保持している個人情報について、当該個人から開示請求があった場合には本会において誠実に対応するとともに、その訂正・削除の要請があった場合も本会において適切に対応するものとします。

墨田区立中和小学校 P T A 個人情報取扱方法

(目的)

- 第 1 条 この個人情報取扱方法は、中和小学校 P T A（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

(指針)

- 第 2 条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

- 第 3 条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

(利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 本会の事業に関する文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成

(個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、PTA会長宛に書面で提出された次の事項とする

- (1) 氏名
- (2) 電話番号
- (3) その他必要とするもので同意を得た事項

第6条 前条の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

(同意の取り消し)

第7条 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第8条 個人情報は、本会役員が適正に管理する。

第9条 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(保管)

第10条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管するものとする。

(第三者提供の制限)

第11条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければ個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名、住所、連絡先
- (2) 提供年月日
- (3) 提供する対象者の氏名、住所、連絡先
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名、住所、連絡先
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

(秘密保持義務)

第14条 本会会員は、職務上知り得ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。また、その地位を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第15条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベース等を漏えい等(紛失を含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告し対応を協議する。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 この取扱方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改正することができる。

第19条 取扱方法を改正した場合は、第3条に定める周知の方法をもって全会員へ周知するものとする。

第20条 本取扱方法は、平成30年5月30日より施行する。